様式第20号（第９条関係）

第　　　号

　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市福祉事務所長

生活保護法第62条第4項の通知について

生活保護法第27条の規定により、　　年　　月　　日付　　第　　号をもって指示した事項が、未だ履行されていないと認められるので保護の変更､停止又は廃止の処分をしようと思います。つきましては、次のとおり弁明の機会を与えたいので、世帯主の方と一緒に必ず出席されるよう通知します。

なお、出席されない場合は、異議ないものとして処理することがありますからご承知願います。

1. 処分しようとする理由
2. 日時
3. 場所

丸亀市福祉事務所(　　課)

(参考)

生活保護法第27条

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

生活保護法第62条第4項

保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。